第５号様式の（２）（第１３条関係）

年　　月　　日

特定公共的施設整備計画（変更）届出書（建築物）

世田谷区長　　あて

届出者 住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第１４条の規定に基づき、特定公共的施設の工事について、下記のとおり届け出ます。

記

１ 所　在　地	世田谷区				
２ 名　　称					
３ 主 要 用 途					
４ 工事の種別	新設　増築　改築　大規模の修繕　大規模の模様替え　用途変更				
５ 規　模　等			届出部分	届出以外の部分	合　計
	延べ床面積 造・地上　階・地下		㎡	㎡	㎡
	内訳	用途(　　) 用途(　　) 用途(　　)	㎡ ㎡ ㎡	㎡ ㎡ ㎡	㎡ ㎡ ㎡
６ 工事着手予定日	年　月　日	７ 工事完了予定日	年　月　日		
８ 代　理　人	所在地及び名称				
	氏名　　電話番号				

※回答（確認）欄			
※決裁欄	担　当	係　長	課　長

備考

１．この届出書は、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則別表第１に定める建築物で同表特定公共的施設の欄に定める施設に使用してください。
２．工事の種別の欄は、該当事項を〇で囲んでください。
３．案内図、配置図、各階の平面図及び２面以上の断面図並びに必要に応じて詳細図を添付してください。
４．※欄には、記入しないでください。
５．届出書は、正副２部提出してください。

受領日　　年　　月　　日

届出添付図書

区分	書類	
	種類	明示すべき事項
共通	チェックシート	移動等円滑化基準チェックシート ユニバーサルデザイン推進条例施行規則 整備項目表(ﾁｪｯｸｼｰﾄ)
特定公共的施設又は集合住宅	案内図	方位、道路及び目標となる地物
	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届け出に係わる建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員、経路(幅員・手すり・点状ブロック・段差・勾配寸法及び傾斜路立上り)、車いす使用者用駐車場の位置・幅及び誘導表示
	平面図	各階、縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法、経路・点状ブロック、特定施設の出入口幅・開閉方法及び段差、廊下・階段(踊場)の幅・手すり・段差及び勾配寸法、トイレの表示
	詳細図	縮尺、集合住宅の各住戸出入口の幅及び段差 エレベーターの平面・展開図及び制御装置等の位置 車いす使用者用トイレ(ベビーチェア等の表示)の平面・展開図 浴室の平面・展開図(手すり・設備)
	断面図	縮尺、階段(踏面・けあげ寸法)、階段下の安全確保
共通	その他区長が必要と認める書類	特定施設の床仕上げ表(又は平面図に表記) 排水溝等の溝幅 駐車場の表示及び誘導表示 案内設備の表示の平面図への表記

20171215

※ 経路、廊下には傾斜路が含まれます。

※ 内装が未定の場合、内装が決まり次第、「変更届」を提出してください。

・変更届は、この様式をお使いください。
・新築の扱いで審査いたします。
・用途が変わった場合、審査内容が厳しくなり不適合となることがあるのでご注意ください。
(例 小規模の物販店を取りやめて保育園とする場合、小規模建築物から建築物の基準となり審査項目が増えます)
・内装工事で変更届が必要な場合とは、トイレや入口部等の審査項目上の変更が生じる場合となります。
壁や照明等の内装工事のみであれば変更届は不要です。

移動等円滑化基準チェックシート1（共同住宅・宿泊施設等は除く）

令和8年10月改訂

令　：バリアフリー令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令）
条例：世田谷区バリアフリー建築条例（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例）

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設★1（移動等円滑化経路を含む）
（視）不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る　（特）不特定多数の者が利用する建築物で床面積2,000㎡以上

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準（一般義務基準）	緩和措置	備考	審査
廊下等 令11、条例7		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		2 （視）階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有1	※1	
		3 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	有2		
階段 令12、条例8		1 踊場を除き、手すりの設置			
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		3 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
		5 （視）段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等を敷設	有4	※1	
		6 主たる階段は回り階段でないこと	有5		
	／	7 階段のうち1以上は、次に掲げるもの	有3		／
		① 踊場に手すりの設置			
		② けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする			
		③ 階段の幅120cm以上			
傾斜路（屋内） 令13		1 勾配が1/12を超え、又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置			
		2 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
		3 傾斜路と廊下等を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 （視）傾斜がある部分の上端に近接する踊場に点状ブロック等を敷設	有6	※1	
便所 令14、条例9		1 便所の数は、階の階数に相当する数以上設置	有7		
	／	2 1の便所を設ける階において1以上（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの			／
		① 腰掛便座、手すり等の適切な設置、車椅子使用者が利用できる空間の確保がされている便房を設置	有8	※2,3	
		3 1及び2の便所のうち、水洗器具（オストメイト対応）を設けた便房を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）			
		4 小便器を設ける場合、床置き式等の小便器（受け口の高さ35cm以下）を1以上設置し、そのうち1以上に手すりの設置		※4	
		5 出入口及び床面には段差を設けない		※5	
		6 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		※5	
		7 ベビーチェア等の設備を設けた便房を設置し、便所の出入口にその旨表示		※6	
		8 ベビーベッド等の設備を設置し、便所の出入口にその旨表示	有9	※6	
	／	9 2以外の便房を設ける場合、1以上（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの		※7	／
		① 大便器のある便房に手すりの設置			
		② 大便器は腰掛便座			
劇場等の客席 令15、条例14の3	／	1 次に掲げる区分に応じた数値以上の車椅子使用者用部分を設置			／
		① 当該階に設ける座席の数が266以下の場合　2			
		② 当該階に設ける座席の数が266超の場合　75/10000を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げ）			
	／	2 1の車椅子使用者用部分は、次に掲げるもの		※8	／
		① 幅 90cm以上、奥行き 135cm以上、床は平らとする			
		② 同伴者用の座席又はスペースを横に隣接して設ける			
		③ 2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設ける		※9	
	／	3 1の車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるもの			／
		① 当該階に設ける座席の数が400を超える場合 車椅子使用者用部分の間のうち1以上に縦通路が存ずるように分散			
		② 当該階に設ける座席の数が1000を超える場合 車椅子使用者用部分の間のうち1以上に縦通路及び横通路が存ずるように分散		※10	
浴室等 条例10		1 床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		※11	
	／	2 浴室等のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの		※11	／
		① 浴槽、シャワー、手すり等の適切な設置			
		② 車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保			
		③ 出入口の幅85cm以上			
		④ 戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
敷地内の通路 （屋外） 令17、条例11		1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ			
	／	2 段がある部分は次に掲げるもの			／
		① 手すりの設置			
		② 踏面の端部とその周囲を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		③ 段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造			
	／	3 傾斜路は次に掲げるもの			／
		① 勾配1/12を超え、又は高さ16cmを超えかつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置			
		② 傾斜路とその前後を色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる			
		4 階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	有2		

不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物特定施設★1（移動等円滑化経路を含む）
（視）不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものに限る　（特）不特定多数の者が利用する建築物で床面積2,000㎡以上

建築物特定施設	チェック	建築物移動等円滑化基準（一般義務基準）	緩和措置	備考	審査
駐車場 令18、条例12	／	1 次に掲げる区分に応じた数値以上の車椅子使用者用駐車施設を設置		※12	／
		① 駐車施設の数が200以下の場合　2/100を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げ）	有10		
		② 駐車施設の数が200超の場合　1/100を乗じて得た数（1未満の端数は切り上げ）+2	有10		
	／	2 1の車椅子使用者用駐車施設は次に掲げるもの			／
		① 幅350cm以上			
		② 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路をできるだけ短くし、誘導表示を設置			
標識　令20		1 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識を設置		※13	
案内設備 令21	／	1 建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置			／
		① 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	有11,12		
		② 移動等円滑化の措置がされたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等で視覚障害者に示す設備の設置	有12	※14	
案内設備までの経路 令22	／	1 （視）道等から案内設備等までの経路を1以上次に掲げる視覚障害者移動等円滑化経路とする	有13		／
		① 線状ブロック、点状ブロック等を適切に敷設又は音声装置等の設置	有14	※1	
		② 車路及び段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有15	※1	

★1　令第25条・条例第16条による読み替えにより、多数の者が利用する条例で追加した特定建築物の建築物特定施設も対象

移動等円滑化基準チェックシート1（共同住宅・宿泊施設等は除く）

移動等円滑化経路とは？ 令19①	①道等から利用居室（★2）までの経路（一部の建築物（★3）は、地上階とその直上・直下階のみに利用居室がある場合は除外規定有） ②利用居室（★2）（利用居室等がない場合は道等）から車椅子使用者用便房までの経路 ③利用居室（★2）（利用居室等がない場合は道等）から車椅子使用者用駐車施設までの経路

移動等円滑化経路を構成する建築物特定施設						
建築物特定施設	チェック		建築物移動等円滑化基準（移動等円滑化経路）	緩和措置	備考	審査
段差の禁止 令19②一		1	移動等円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと ⇒傾斜路、EVその他の昇降機を設ける場合はこの限りではない			
出入口 令19②二 条例13①(1)		1	幅85cm以上（直接地上に通ずる出入口・EVの籠・昇降路の出入口を除く）			
		2	直接地上に通ずる出入口の幅は100cm以上			
		3	戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
廊下等 令19②三 条例13①(2)		1	幅140cm以上			
		2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること			
		3	戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
		4	（視）階段の下端に近接する部分に点状ブロック等を敷設	有16	※1	
		5	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置	有17	※15	
傾斜路（屋内） 令19②四 条例13①(3)		1	幅140cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）			
		2	勾配は1/12を超えないこと			
		3	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置			
		4	手すりの設置			
		5	両側に側壁又は立上りの設置			
		6	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置			
エレベーター及び乗降ロビー 令19②五 条例13①(4)		1	利用居室、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用便房のある階、地上階に停止すること			
		2	籠・昇降路の出入口の幅80cm以上（建築物の床面積5,000㎡を超える場合は90cm以上）			
		3	籠の奥行き135cm以上			
		4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き150cm以上			
		5	籠及び乗降ロビーは車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置			
		6	籠内に、停止する予定の階、籠の現在位置を表示する装置の設置			
		7	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置			
		8	籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓を設置	有18		
		9	（特）籠の幅140cm以上			
		10	（特）車椅子の転回に支障のない構造			
		11	（視）籠内に、到着する階・出入口の閉鎖を知らせる音声装置の設置	有19		
		12	（視）籠及び乗降ロビーの制御装置は、点字表示等視覚障害者が円滑に操作できる構造	有20		
		13	（視）籠又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	有19		
特殊な構造又は使用形態のEVその他の昇降機 令19②六		1	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること			
敷地内の通路（屋外） 令19②七 条例13①(5)		1	幅140cm以上			
		2	50m以内ごとに車椅子の転回に支障のない場所を設けること			
		3	戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし			
		4	傾斜路は次に掲げるもの			
			①　幅140cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）			
			②　勾配1/20以下			
			③　手すりの設置			
			④　両側に側壁又は立上りの設置			
			⑤　始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置			
		5	排水溝、集水ます等は設けない。設ける場合は、車椅子使用者等の通行に支障のないもの			

★2　利用居室が令15条の劇場等の客席の場合は、客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路を含む
★3　条例第13条第2項(幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋貸衣装屋等サービス業を営む店舗)

<備　　考>

※1　点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの
※2　条例第9条第3項　建築物の面積に関わらず、必ず1箇所設ける。
※3 令和6年国土交通省告示第1074号（腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房）
・便所設置階の利用部分の床面積が1,000㎡未満の場合は、当該階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置
・便所設置階の利用部分の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合は、2以上設置
・便所設置階の利用部分の床面積が40,000㎡を超える場合は、当該床面積に20,000分の1を乗じて得た数以上設置（1未満の端数は切上げ）
※4　不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する男子用小便器を設ける場合
※5　不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合
※6　対象となる用途と規模は、条例第9条第2項(1)、(2)及び別表第3参照
※7　条例第9条第1項の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合
※8　国土交通省告示1073号（車椅子使用者用部分）
※9　車椅子使用者部分の間に設けられているものが同伴者用の座席又はスペースのみの場合は、隣接しているものとみなす
※10　同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けた場合にあっては、分散していないものとみなす
※11　不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合
※12　不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合
※13 平成18年国土交通省令第113号（高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS　Z8210に適合するもの））
※14　平成18年国土交通省告示第1491号参照（①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの）
※15　対象となる用途と規模は、条例13条1項(2)ウ及び別表第4参照

<緩和措置>

有1　平成18年国交省告示第1497号第1(①勾配が1/20以下の傾斜 ②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜 ③自動車の駐車施設内)
有2　条例第7条、第11条（構造上やむを得ず確保出来ない場合は、視覚障害者に配慮した安全な措置を講ずるもの）
有3　条例第8条第3項（高齢者・障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のEV・乗降ロビーを併設し、
基準を満たす場合には適用外(階段の手すりは踊場のみ適用除外)）
有4　平成18年国交省告示第1497号第2(①自動車の駐車施設内 ②段がある部分と連続した手すりを設置)
有5　令第12条第6号(回り階段以外の空間確保が困難であるときを除く)
有6　平成18年国交省告示第1497号第3(①勾配が1/20以下の傾斜　②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜　③自動車の駐車施設内
④傾斜がある部分と連続した手すりを設置)
有7　国交省第1074号第2項(①直接地上へ通ずる出入口のある階で同一敷地内の当該出入口に近接する位置に不特定多数利用便所がある
②不特定多数の者が利用する床面積が著しく小さい階 ③不特定多数の者の滞在時間が短い階 ④管理運営上やむを得ないと認められる階)
有8　国交省第1074号第5項1号2号（①直接地上へ通ずる出入口のある階で同一敷地内の当該出入口に近接する位置に車椅子使用者用便房がある
②当該便所設置階以外の便所設置階に車椅子使用者用便房を設ける場合）
有9　条例第9条第2項(2)(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く)
有10　国交省第1072号第1項（車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な機械式駐車場を設ける場合）
有11　令第21条第1項（当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合を除く）
有12　令第21条第3項（案内所を設ける場合）
有13　平成18年国交省告示第1497号第4
(①自動車の駐車施設内 ②案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認可能かつ道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路に適合する場合)
有14　令第22条第2項第1号（進行方向を変更することが必要ない風除室を除く）
有15　平成18年国交省告示第1497号第5(①勾配が1/20以下の傾斜 ②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜
③段もしくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊場等（車路を除く））
有16　条例第13条第1項(2)イ(①自動車駐車施設内 ②点状ブロック等の敷設が施設の利用に特に支障をきたす場合)
有17　条例第13条第1項(2)ウ(他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合)
有18　条例第13条第1項(4)イ(①常時勤務する者が同乗する場合 ②監視用カメラを設ける場合 ③聴覚障害者への情報伝達に係る設備がある場合)
有19　平成18年国交省告示第1494号（自動車の駐車施設内）
有20　平成18年国交省告示第1493号（①文字等の浮き彫り、②音による案内、点字及び①②に類するもの）、同告示第1494号（自動車の駐車施設内）

建築物移動等円滑化基準チェックシート5 （宿泊施設用）

令和5年10月改訂

令：バリアフリー令（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 ）
条例：世田谷区バリアフリー建築条例（世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例 ）

移動等円滑化経路とは？（令第18条第1項）（条例第13条第2項）	1 道等から利用居室までの経路(一部の建築物(☆☆)を除き、地上階とその直上・直下階のみ利用居室がある場合の移動経路も対象) 2 利用居室（利用居室等がない場合は道等）から車椅子使用者用便房までの経路 3 車椅子使用者用駐車施設から利用居室（利用居室等がない場合は道等）までの経路 4 一方の側の道等から公共用歩廊を通過し、他方の側の道等までの経路(当該公共歩廊又は敷地にある部分のみ)

宿泊者特定経路とは？（条例第11条の2第1項）	1 道等から一般客室までの経路 2 車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路 ※ 移動等円滑化経路と重なる部分は、移動等円滑化経路が優先される

☆☆ バリアフリー条例第13条第2項(幼稚園、保育所、母子生活支援施設及び理髪店、クリーニング取次店、質屋貸衣装屋等サービス業を営む店舗)

●車椅子使用者用客室は、利用居室であり、当該客室までの経路は移動等円滑化経路

・車椅子使用者用客室までの経路（移動等円滑化経路）⇒チェックシート１「建築物移動等円滑化基準（移動等円滑化経路）」表
・車椅子使用者用客室⇒チェックシート５「車椅子使用者用客室」表

車椅子使用者用客室

建築物特定施設条：条例付加規定	チェック		建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)	緩和措置	審査
車椅子使用者用客室 令15 条例13①一		1	ホテル、旅館で客室の総数が50以上の場合、車椅子使用者用客室を客室総数の1/100以上設置		
		2	客室の出入口の幅（開放時有効）85cm以上 （※客室の出入口は移動等円滑化経路に該当し、条例10条第1項第一号イが適用）		
		3	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	1	
		①	便所内に車椅子使用者用便房を設置(※1)		
		②	車椅子使用者用便房及び当該便房が設置されている便所の出入口幅（開放時有効）80cm以上		
		③	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
		4	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	2	
		①	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造(※2)		
		②	出入口幅（開放時有効）80cm以上		
		③	戸は自動的に開閉する他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		

※1 国交省告示第1496号（腰掛便座、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている便房）
※2 国交省告示第1495号（浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置、車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されている構造）
緩和措置
1 バリアフリー令第15条2項1号 （同一階に不特定かつ多数者が利用する便所(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合）
2 バリアフリー令第15条2項2号 （不特定かつ多数者が利用する車椅子使用者用浴室等(男女別の場合はそれぞれ)が一以上ある場合）

●一般客室※3は、利用居室ではないため、当該客室までの経路は宿泊者特定経路

・一般客室までの経路（宿泊者特定経路）⇒チェックシート３「建築物移動等円滑化基準（宿泊者特定経路）」表
・一般客室⇒チェックシート３「一般客室」表

整備項目	チェック		宿泊者特定経路を構成する建築物特定施設 （宿泊者特定経路に追加される基準）	緩和措置	審査
段差の禁止 条例14の2①		1	宿泊者特定経路上には、階段又は段を設けない ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設する場合を除く		
傾斜路（屋内） 条例14の2① （条例14②四）		1	幅 120cm以上 （階段に併設する場合は90cm以上）		
		2	勾配 1/12以下 （高さ16cm以下の場合は、1/8以下）		
		3	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
		4	両側に側壁又は立上りの設置		
		5	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		
エレベーター及び昇降ロビー 条例14の2① （条例14②五）		1	各住戸、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止すること		
		2	かご・昇降路の出入口の幅（開放時有効）80cm以上		
		3	かごの奥行き 115cm以上		
		4	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き 150cm以上		
		5	かご及び乗降ロビーに、車椅子使用者が円滑に利用可能な位置に制御装置の設置		
		6	かご内に、停止予定階、かごの現在位置を表示する装置の設置		
		7	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置		
特殊な構造又は使用形態の昇降機 条例14の2①		1	平成18年国土交通省告示第1492号に規定する構造であること		

整備項目	チェック		整備内容	緩和措置	審査
一般客室 条例14条の2② （和室部分を除く）		1	客室の出入口の幅（開放時有効）80cm以上		
		2	15㎡以上の客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅（開放時有効）75cm以上	3	
			15㎡未満の客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅（開放時有効）70cm以上	3	
		3	客室内には、階段又は段を設けない。ただし、次に掲げる部分は除く。		
		①	メゾネット型客室で、廊下から客室に入る階以外の階の部分及び当該階への移動に係る階段又は段の部分		
		②	勾配1/12以下の傾斜路を併設された階段又は段の部分		
		③	浴室等の内側で防水上必要な最低限の高低差		
		4	15㎡以上の客室内の便所及び浴室等の出入口に接する通路等の幅100cm以上	3	
			15㎡未満の客室内の便所及び浴室等の出入口に接する通路等の幅80cm以上	3	

緩和措置
3 和室部分および同一客室内に複数の階がある場合における当該一般客室の出入口のある階の部分以外の部分の床面積を除く

●全ての客室までの経路は、不特定多数の者が利用するため一般義務基準適合

・全ての客室までの経路⇒チェックシート１「建築物移動等円滑化基準（一般義務基準）」表

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表 （建築物）

（遵）遵守基準	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの⇒読み替えあり（※1） （視）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの （特）不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積2,000㎡以上）
（整）整備基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの（移動等円滑化経路等を含む） （視）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）		整備内容（各整備内容の措置が講じられている場合に、空欄に〇かレを記入してください。／緩和措置に該当する場合は、数字に〇を記入してください。）	緩和措置	審査
経路等円滑化移動	移円			1	移動等円滑化経路等上には、階段又は段を設けない（※2） ⇒ 傾斜路、EVその他の昇降機を併設している場合は、この限りでない ※道等からの段は2cm以内とする		
出入口	移円			1	幅85cm以上（直接地上に通ずる出入口・EVの籠・昇降路の出入口を除く）		
				2	直接地上に通ずる出入口の幅は100cm以上		
				3	戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし		
	移円以外			4	直接地上へ通ずる出入口1以上の幅 85cm以上（移動等円滑化経路を除く。）		
				5	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつ、その前後に高低差なし		
廊下等	一般			1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				2	（視）階段又は傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等（※3）を敷設	1	
				3	階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等（※3）を敷設	2	
				4	（視）傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等（※3）を敷設	3	
				5	階段等の下において、安全に歩行するために必要な高さ及び空間の確保	4	
	移円			6	幅140cm以上 （*遵守基準：中規模建築物は幅90cm以上）	5	
				7	戸は自動的に開閉する構造その他車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、かつその前後に高低差なし		
				8	（視） 階段の下端に近接する部分に点状ブロック等（※3）を敷設	6	
				9	授乳及びおむつ交換のできる場所を設置（※4）	7	
階段	一般			1	踊り場を除き、手すりの設置		
				2	踊り場を含め、連続した手すりの設置		
				3	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				4	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより識別できる		
				5	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
				6	（視） 段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等（※3）を敷設	8	
				7	段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等（※3）を敷設	9	
				8	主たる階段は回り階段でないこと	10	
				9	けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定		
				10	階段のうち1以上は、次に掲げるもの （*遵守基準：中規模建築物は①に限る）		
				①	踊り場に、手すりの設置	11	
				②	踊り場を含め、両側に連続して手すりの設置	11	
				③	けあげ18cm以下、踏面26cm以上	11	
				④	けあげ及び踏面の寸法は、それぞれ一定	11	
				⑤	階段の幅 120cm以上（手すりの幅は10cmを限度としてないものとみなす）	11	

＜備　　考＞

※1 読み替え規定により、多数の者が利用する建築物については「多数の者が利用するもの（移動等円滑化経路等を含む。）」となる。

※2 移動等円滑化経路等とは、①道等から利用居室等までの経路 ②利用居室等(利用居室等がない場合は道等)から車椅子使用者用便房までの経路 ③利用居室等(利用居室等がない場合は道等)から車椅子使用者用駐車施設までの経路 ④公共用歩廊の場合、一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、他方の側の道までの経路

①～③の利用居室等に観覧席又は客席がある場合は、それらの出入口と車椅子使用者部分（車椅子の転回に支障がないこと、車椅子使用者が円滑に利用することができる場所）との間の経路を移動等円滑化経路とする。

（遵）①の経路については幼稚園、保育所及び母子生活支援施設、理美容室、クリーニング取次店、質屋及び貸衣装屋その他これらに類するサービス店舗、中規模建築物にあっては、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合、上下の移動に係る部分を除く。

※3 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※4 整備基準 ⇒ すべての建築物、遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物で床面積の合計が5,000㎡以上のもの

病院又は診療所（入院設備あり）、保健所、税務署、官公署、公会堂、集会場、冠婚葬祭施設、百貨店、マーケット物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、劇場、観覧場、映画館、演芸場、博物館、美術館、図書館、展示場、その他これに類する店舗及び施設、複合施設

＜緩和措置＞

1 ①勾配1/20以下の傾斜 ②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜 ③自動車駐車施設内
2 ①勾配1/20以下の傾斜 ②高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜
3 1①②に該当する場合
4 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置：主として視覚障害者に配慮した安全なもの
5 遵守基準：中規模建築物は90cm以上
6 ①中規模建築物 ②自動車駐車施設内 ③点状ブロック等の敷設が利用上特に支障になる場合
7 他に授乳及びおむつ交換のできる場所を設ける場合
8 ①自動車駐車施設内 ②踊場に段がある部分と連続して手すりを設ける場合
9 踊場が250cm以下の直進のものである場合
10 回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難である場合
11 主に高齢者、障害者等が利用する階段を除き、移動等円滑化経路等を構成するエレベーター及び乗降ロビーを併設の場合（整備基準：「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の整備基準に適合するもの、遵守基準：「6 エレベーター及びその乗降ロビー」の遵守基準に適合するもの）ただし、建築基準法施行令第25条に階段手すりの設置規定あり

＜凡　　例＞

移円：移動等円滑化経路等
一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表（建築物）

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）		整備内容	緩和措置	審査
傾斜路（屋内）	一般			1	勾配が1/12を超え、又は高さ16cmを超えるの傾斜がある部分に手すりの設置		
				2	手すりの設置		
				3	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				4	前後の廊下等と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
				5	（視）傾斜の上端に近接する踊り場に点状ブロック等（※3）を敷設	12	
	移円			6	幅　140cm以上　（階段に併設する場合、*遵守基準：中規模建築物は幅90cm以上）	5	
				7	勾配は1/12を超えないこと（*遵守基準：中規模建築物で高さ16cm以下の場合は、1/8以下）		
				8	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		
				9	手すりの設置（中規模建築物を除く）		
				10	両側に側壁又は立上りの設置（*遵守基準：中規模建築物を除く）		
				11	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置（*遵守基準：中規模建築物を除く）		
				12	折り返し部分に、長さ150cm以上の水平部分を設置		
エレベーター及びその乗降ロビー	移円			1	利用居室、車椅子使用者用駐車施設、車椅子使用者用便房のある階、地上階に停止すること		
				2	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階に停止		
				3	籠・昇降路の出入口の幅 80cm以上（建築物の床面積が5000㎡を超える場合は90cm以上）		
				4	籠の奥行き135cm以上		
				5	籠の幅　140cm以上　かつ　車椅子の転回に支障のない構造	13	
				6	床面積5,000㎡を超える場合　籠の幅　160cm以上	14	
				7	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き150cm以上		
				8	EV付近に階段を設ける場合、乗降ロビーに転落防止策		
				9	籠及び乗降ロビーに車椅子使用者の利用しやすい位置に制御装置の設置		
				10	籠内・乗降ロビーの制御装置（車椅子使用者対応制御装置を除く）に、 点字等（※5）視覚障害者が円滑に操作可能な構造		
				11	籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置		
				12	籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		
				13	籠及び昇降路の出入口の戸に、籠の中を見通すことができるガラス窓の設置	15	
				14	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		
				15	籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置		
				16	（特）籠の幅　140cm以上		
				17	（特）車椅子の転回に支障のない構造		
				18	（視）籠内に、到着する階、籠・昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	16	
				19	（視）籠内・乗降ロビーの制御装置（車椅子使用者対応制御装置を除く）に、 点字等（※5）視覚障害者が円滑に操作可能な構造	16	
				20	（視）籠内又は乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置の設置	16	
				21	乗降ロビーの制御装置に近接する部分に、点状ブロック等（※3）を敷設		
				22	その他、高齢者、障害者等が支障なく利用できる構造（※6）		
特殊な構造又は使用形態の昇降機	移円			1	エレベーターにあっては次に掲げるもの		
				①	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの		
				②	籠の幅　70cm以上　かつ　奥行き　120cm以上		
				③	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要ある場合は、籠の幅・奥行きを十分確保		
				2	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書きに規定するもの		

＜備　　考＞

※3 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※5 ①文字等の浮き彫り ②音による案内 ③点字及び①②に類するもの

※6 （社）日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」
「JEAS-515D 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮

＜緩和措置＞

5 遵守基準：中規模建築物は90cm以上

12 整備基準 ⇒ 1①②、9いずれかに該当する場合、 遵守基準 ⇒ 1①②③に該当する場合、踊り場と連続して手すりを設ける場合

13 構造上やむを得ない場合において、車椅子で利用できる機種を採用する場合

14 籠の出入口が複数あるエレベーターで車椅子使用者が円滑に利用できるもの、又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合

15 常時勤務する者が同乗する場合、監視用カメラを設ける場合、聴覚障害者へ情報を伝える装置を設ける場合

16 自動車駐車施設内に設けるもの

＜凡　　例＞

移円：移動等円滑化経路等

一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表（建築物）

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）		整備内容	緩和措置	審査
便所	一般			1	便所は、次に掲げるもの		
				①	出入口及び床面には、段差を設けない		
				②	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				2	便所の数と配置は、次に掲げるもの		
				①	階の階数に相当する数以上設置（※7）	17	
				②	便所は、特定の階に偏ることなく、利用する上で支障がない位置に設置		
				3	便所には次に掲げる車椅子使用者用便房（男女別の場合はそれぞれ）を設置		
				①	2の便所を設ける階において1以上（※8）	18	
				②	便所を設ける場合（2によるものを除く）は、1以上		
				③	車椅子使用者用便房は次に掲げる構造とする		
				a	腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置		
				b	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		
				c	車椅子使用者用便房以外の便房に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置		
				d	車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨表示		
				4	便所のうち1以上（男女別の場合はそれぞれ）は次に掲げるもの		
				①	水洗器具（オストメイト対応）が設置されている便房を1以上設置し、その旨表示		
				②	ベビーチェア等を設けた便房を1以上設置し、その旨表示（※9）		
				③	ベビーベッド等を設置し、その旨表示（※10）	19	
				④	3の車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合、1以上は次に掲げるもの		
				a	大便器は腰掛式		
				b	腰掛式とした大便器に手すりの設置		
				⑤	小便器を設ける場合、1以上は次に掲げるもの		
				a	受け口の高さ35cm以下		
				b	⑤aの規定により設けられた小便器の1以上に、手すりの設置		
				5	3、4の表示は高齢者、障害者等が見やすい位置に設け、JIS-Z8210に定められている場合はこれに適合		

＜備　　考＞

※7 整備基準、遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物

病院、診療所(入院設備あり)、保健所、税務署、官公署、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、学校、幼稚園、車両の停車場等、公衆便所、区民会館、区民センター、地区会館、公会堂・集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の面積が200㎡を超えるものに限る）、博物館、美術館、図書館、その他これらに類する施設

200㎡以上の診療所(入院設備なし)、助産所、施術所、薬局、自動車修理工場、自動車洗車場、給油取扱所、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、飲食店、郵便局、理美容室、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、ガス・電気・電信営業所等、学習塾、華道教室、囲碁教室、その他これらに類する店舗及び施設

500㎡以上の自動車駐車施設、自動車停留施設

1,000㎡以上の自動車教習所、集会場・冠婚葬祭施設（すべての集会室の面積が200㎡以下のものに限る）、ホテル、旅館、劇場、観覧場、映画館、演芸場、展示場、体育館、水泳場、ボーリング場、料理店、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、公衆浴場、その他これらに類する施設

2,000㎡以上の卸売市場、事務所、工場（自動車修理工場を除く）、公共用歩廊、地下街、その他これらに類する施設、複合施設

※8 便所設置階の利用部分の床面積が1,000㎡未満の場合は、当該階の床面積の合計が1,000㎡に達するごとに1以上設置
便所設置階の利用部分の床面積が10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合は、2以上設置
便所設置階の利用部分の床面積が40,000㎡を超える場合は、当該床面積に20,000分の1を乗じて得た数以上設置（1未満の端数は切上げ）

※9 整備基準 ⇒ すべての建築物、遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物

200㎡以上の病院、診療所、助産所、施術所、保健所、税務署、官公署、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、学校、公会堂・集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の面積が200㎡を超えるものに限る）、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、飲食店、郵便局、理美容室、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、学習塾、華道教室、囲碁教室、博物館、美術館、図書館、その他これらに類する店舗及び施設

1,000㎡以上のホテル、旅館、劇場、観覧場、映画館、演芸場、展示場、体育館、水泳場、ボーリング場、公会堂・集会場・冠婚葬祭施設（1の集会室の面積が200㎡を超えるものに限る）、その他これらに類する施設

2,000㎡以上の地下街またはこれに類する施設、区長が定める複合施設

※10 整備基準 ⇒ すべての建築物、遵守基準 ⇒ 次に掲げる建築物

1,000㎡以上の病院、診療所、助産所、施術所、保健所、税務署、官公署、老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、学校、公会堂、集会場、冠婚葬祭施設、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、飲食店、郵便局、理美容室、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行、学習塾、華道教室、囲碁教室、博物館、美術館、図書館、ホテル、旅館、劇場、観覧場、映画館、演芸場、展示場、体育館、水泳場、ボーリング場、その他これらに類する店舗及び施設

2,000㎡以上の地下街またはこれに類する施設、区長が定める複合施設

＜緩和措置＞

17 ①直接地上に通ずる出入口のある階で、これらの者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
②これらの者が利用する部分の床面積が著しく小さい階
③これらの者の滞在時間が短い階
④管理運営上やむを得ないと認められる階

18 ①直接地上に通ずる出入口のある階で、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する場合
②その階に設置すべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を他の階に設置する場合
③男子用の便所のみを設ける階に男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
④女子用の便所のみを設ける階に女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

19 ほかにおむつ交換をすることができる場所を設ける場合

＜凡　　例＞

移円：移動等円滑化経路等
一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表 （建築物）

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）		整備内容	緩和措置	審査
敷地内の通路	一般			1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				2	段がある部分は次に掲げるもの		
				①	手すりの設置		
				②	踏面の端部とその周囲との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能		
				③	段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものを設けない構造		
				④	上下端には点状ブロック等（※3）を敷設	20	
				3	傾斜路は次に掲げるもの		
				①	勾配1/12を超え又は高さ16cmを超え、かつ、勾配1/20を超える傾斜には手すりの設置		
				②	手すりの設置		
				③	前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
				4	階段等の下においては、安全に歩行するために必要な高さ及び空間を確保	4	
	移円			5	幅　140cm以上　（*遵守基準：中規模建築物は幅90cm以上）	5	
				6	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
				7	排水溝、集水ます等を設けない	21	
				8	傾斜路は次に掲げるもの		
				①	幅　140cm以上　（階段に併設する場合、*遵守基準：中規模建築物は幅90cm以上）	5	
				②	勾配　1/20以下 （*遵守基準：中規模建築物で高さ16cmを超え75cm以下の場合は1/12以下、16cm以下の場合は1/8以下）		
				③	手すりの設置		
				④	両側に側壁又は立ち上がりの設置		
				⑤	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平たんな部分の設置（*遵守基準：中規模建築物を除く）		
				⑥	高さが75cmを超える場合は、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置		
駐車場	一般			1	車椅子使用者用駐車施設を、全駐車台数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100＋2以上設置（1未満の端数は切上げ）	22	
					車椅子使用者用駐車施設を、全駐車台数の1/50以上設置（1未満の端数は切上げ）	22	
				①	幅　350cm以上		
				②	車椅子用駐車施設から利用居室等までの経路の長さができるだけ短くなる位置		
				③	床面又は地面は平たんかつ水平とする	23	
				2	車椅子使用者用駐車施設、又は付近に利用居室等までの経路についての誘導表示を設置（※11）		
標識	一般			1	移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設付近に存在を表示する標識（※11）を設置		
案内設備	一般			1	建築物又はその敷地に下記の案内設備を設置　（案内所を設ける場合を除く）		
				①	移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を表示した案内板等の設置	24	
				②	移動等円滑化の措置がとられたEVその他の昇降機、便所の配置を点字等（※5）で視覚障害者に示す設備の設置		
案内設備までの経路	一般			1	（視）道等から案内設備（案内所がある場合は案内所）までの経路の1以上	25	
					道等から案内設備（案内所がある場合は案内所）までの経路の1以上	26	
				①	線状ブロック等（※12）、点状ブロック等（※3）を適切に敷設、又は音声装置等で視覚障害者を誘導する設備を設置	27	
				②	車路に近接する部分に点状ブロック等（※3）を敷設		
				③	段の上段・傾斜路の上端に近接する部分に点状ブロック等（※3）を敷設	28	
				④	段の下端に近接する部分に点状ブロック等（※3）を敷設	28	

＜備　　考＞

※3 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※5 ①文字等の浮き彫り ②音による案内 ③点字及び①②に類するもの

※11 高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS-Z8210に定められている場合はこれに適合）

※12 ブロック等で線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

＜緩和措置＞

4 構造上やむを得ない場合 ⇒ 代替措置：主として視覚障害者に配慮した安全なもの

5 遵守基準：中規模建築物は90㎝以上

20 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障になる場合 ⇒ 代替措置：段を識別しやすくする代替措置（仕上げの色を変えるなど）

21 建築物の配置上やむを得ず設ける場合 ⇒ 代替措置：車椅子使用者、つえ使用者等の通行に支障のないもの

22 設置する駐車場が機械式で、車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所を設ける場合

23 床面又は地面の水平は、敷地の形態上やむを得ない場合を除く

24 当該EVその他の昇降機、便所、駐車施設の配置を容易に視認可能な場合

25 常時勤務する案内所から出入口を容易に視認可能かつ道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路が（案内設備までの経路1①～④）に適合する場合、自動車駐車施設に該当する場合

26 常時勤務する案内所から出入口を容易に視認可能で道等から出入口までの経路が視覚障害者移動等円滑化経路（案内設備からの経路1①～④）に適合する場合

27 整備基準 ⇒ 緩和なし 、 遵守基準 ⇒ 進行方向を変更する必要がない風除室内

28 ①勾配1/20以下の傾斜路の上端 ②高さ16cm以下、かつ、勾配1/12以下の傾斜路の上端 ③段又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等

＜凡　　例＞

移円：移動等円滑化経路等

一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表（建築物）

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）		整備内容	緩和措置	審査
浴室及びシャワー室	一般			1	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				2	次に掲げる基準に適合する浴室等を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）		
				①	浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置		
				②	車椅子使用者等が円滑に利用できる空間の確保		
				③	出入口の幅　85cm以上		
				④	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
洗面所等	一般			1	床面には、段差を設けない		
				2	床の表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				3	次に掲げる基準に適合する洗面器又は手洗い器を1以上設置		
				①	下部の空間を車椅子を使用した状態で車椅子使用者のひざ及び足先を入れることができるようにするなど車椅子使用者等の利用に配慮した構造		
				②	左右にカウンター又は手すりの設置		
更衣室及び脱衣室	一般			1	床面には、段差を設けない		
				2	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				3	必要な場所に手すりの設置		
観覧席・客席	一般			1	車椅子使用者用部分の数は、次に掲げるもの		
				①	観覧席、客席の各階には、当該階の座席数が 266以下の場合は 2以上、266を超える場合は 3/400以上 設置（1未満の端数は切上げ）		
				②	観覧席、客席の全座席数（※13）が100以下の場合は 2以上、100を超え200以下の場合は 1/50以上、200を超える場合は 1/100＋2以上 設置（1未満の端数は切上げ）		
				2	車椅子使用者用部分の基準は、次に掲げるもの		
				①	幅　90cm以上		
				②	奥行き　135cm以上		
				③	床は、平ら		
				④	車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮		
				⑤	同伴者用の座席又はスペースを車椅子使用者用部分の横に隣接して設置		
				⑥	2以上の車椅子使用者用部分を横に隣接して設置（※14）		
				3	車椅子使用者用部分の位置は、次に掲げるもの		
				①	当該階に設ける座席数が400を超える場合は、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に縦通路が存するように分散して設置		
				②	当該階に設ける座席数が1000を超える場合は、車椅子使用者用部分の間のうち1以上に横通路が存するように分散して設置（※15）		
				4	集団補聴設備等、高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設置		

＜備　　考＞

※13　座席を複数階に設ける場合は、各階に設ける座席数の合計とする

※14　車椅子使用者部分の間に設けられているものが同伴者用の座席又はスペースのみの場合は、隣接しているものとみなす

※15　同一の横通路に接して複数の車椅子使用者用部分を設けた場合は、分散していないものとみなす

＜凡　例＞

移円：移動等円滑化経路等

一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表（建築物）

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）		整備内容	緩和措置	審査
公共的通路	一般			1	建築物外部の公共的通路に係る構造は次のもの	29	
				①	通路の有効幅200cm以上、通行に支障のない高さ及び空間を確保（※16）		
				②	通路面　段差を設けない	30	
				③	通路面　粗面又は滑りにくい仕上げ		
				④	敷地外の道路又は公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設	31	
				⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造（※17）		
				2	建築物内部の公共的通路に係る構造は次のもの	29	
				①	通路の有効幅200cm以上、当該部分の天井の高さ250cm以上		
				②	通路面　段差を設けない	32	
				③	通路面　粗面又は滑りにくい仕上げ		
				④	道路又は建築物外の公共的通路等と連続性を確保して視覚障害者用誘導ブロックを敷設		
				⑤	階段を設ける場合は、基準に定める構造（※17）		
光警報装置	一般			1	便所、授乳室、宿泊施設の客室、更衣室又は貸し会議室を設ける場合には、自動火災報知機と連動した光警報装置をこれらの部屋ごとに1以上設け、その旨表示（※11）（※18）		

＜備　　考＞

※3　ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの

※11　高齢者、障害者等が見やすい位置に設置、表示すべき内容が容易に識別可能なもの（JIS-Z8210に定められている場合はこれに適合）

※16　法及び条例等で別に定められた幅員がある場合はその幅員

※17　①踊場を含め両側に手すりの設置 ②踏面端部とその周辺部分との明度、色相又は彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの ③段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものがない ④段の上下端に近接する通路部分及び段の上下端に近接する踊場（250cm以下の直進のものを除く。）に点状ブロック等（※3）の敷設 ⑤主たる階段は回り階段ではない ⑥けあげ18cm以下、踏面26cm以上 ⑦階段の幅120cm以上（手すりは10cmを限度として幅に算入しない）

※18　整備基準 ⇒ 次に掲げる建築物

200㎡以上の集会施設

2,000㎡以上の公益施設、福祉施設、物品販売業を営む店舗、飲食店、サービス店舗、宿泊施設、興行施設、文化施設、運動施設、遊興施設

前記のものを含む複合施設

＜緩和措置＞

29　整備基準 ⇒ 緩和なし、遵守基準 ⇒ 公共的通路のうち1以上

30　「6 エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設けている場合、又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合、又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合　①手すり設置　②前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能　③幅は段に代わるもの　140cm以上、段に併設するもの90cm以上　④勾配は1/20以下　⑤高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊り場を設置　⑥両側に側壁又は立ち上がりを設置　⑦傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置

31　道路の歩道に沿って歩道状空地が設けられている場合の当該歩道状空地

32　「6 エレベーター及びその乗降ロビー」に定めるエレベーター、「7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機」に定める昇降機を設けている場合、又は道路等の自然勾配が段に代わる傾斜路の勾配を上回る場合等地形上やむを得ない場合、又は次に掲げる要件を満たす傾斜路を設ける場合　①手すり設置　②前後の通路と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能　③傾斜の上端に近接する通路及び踊場の部分には、点状ブロック等（※3）を敷設（勾配1/20以下のもの、高さ16cm以下のもの、直進で250cm以下の踊り場を除く。）　④幅は段に代わるもの　140cm以上、段に併設するもの90cm以上　⑤勾配は1/12以下　⑥高さが75cmを超えるものは高さ75cm以内ごとに踏み幅150cm以上の踊場を設置　⑦両側に側壁又は立ち上がりを設置　⑧傾斜路の始点、終点に、車椅子が安全に停止することができる平たんな部分の設置

＜凡　　例＞

移円：移動等円滑化経路等

一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例特定公共的施設整備項目表 （宿泊施設）

（遵）遵守基準	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの （視）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの （特）不特定かつ多数の者が利用する建築物（床面積2,000㎡以上）
（整）整備基準	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するもの（移動等円滑化経路等を含む） （視）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの

整備項目	経路	チェック（遵）	チェック（整）		整備内容	緩和措置	審査
車椅子使用者用客室	移円				全室数が50以上の場合、1/100を乗じた数以上（1未満の端数は切上げ）車椅子使用者用客室を設置		
				1	全室数が200以下の場合は1/50以上、200を超える場合は1/100+2以上 車椅子使用者用客室を設置（1未満の端数は切上げ）		
				2	車椅子使用者用客室の便所は次に掲げるもの	33	
				①	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				②	便所内に車椅子使用者用便房を設置		
				a	腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置		
				b	車椅子使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保		
				③	便所及び便房の出入口幅　80cm以上		
				④	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
				3	車椅子使用者用客室の浴室又はシャワー室は次に掲げるもの	34	
				①	床面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				②	車椅子使用者等が円滑に利用できる構造		
				a	浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置		
				b	車椅子使用者等が円滑に利用できる十分な空間の確保		
				③	出入口幅　80cm以上		
				④	戸は自動的に開閉するか、車椅子使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし		
				4	車椅子使用者用客室内の必要な場所に手すりの設置		
				5	車椅子使用者用客室内の必要な場所に車椅子を回転することができる空間を確保		
				6	車椅子使用者用客室内の必要な場所に非常用押しボタンを設置		
				7	高齢者、障害者等の円滑な利用のための付属設備又は装置を設置		
一般客室	宿泊			1	一般客室は、次に掲げるもの（※1）	35	
				①	宿泊者特定経路を1以上確保（傾斜路またはEVその他の昇降機を併設する場合を除く）（※2）	36	
				②	出入口の幅（開放時有効）80cm以上		
				③	1以上の便所及び浴室等の出入口の幅（開放時有効）75cm（客室面積15㎡未満の場合は70cm）以上		
				④	客室内には階段又は段を設けない。⇒ただし、次に定める部分を除く。		
				a	同一客室内に複数の階がある場合　当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分		
				b	勾配が、1/12を超えない傾斜路を併設する場合　当該傾斜路が併設された階段又は段の部分		
				c	浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合　当該高低差の部分		
				⑤	③の便所及び浴室等の出入口に接する通路その他これに類するものの幅100cm（客室面積15㎡未満の場合は80cm）以上		
階段に代わり又はこれに併設する傾斜路	宿泊		移動等円滑化経路等の整備基準適用	①	勾配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置		
				②	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
				③	前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		
				④	幅　120cm以上　（階段に併設する場合は90cm以上）		
				⑤	勾配　1/12以下　（高さ16cm以下の場合は1/8以下）		
				⑥	高さが75cmを超えるものは、75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設置		
				⑦	両側に側壁又は立上りの設置		
				⑧	始点、終点に車椅子使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		
エレベーター及びその乗降ロビー	宿泊			①	各一般客室、車椅子使用者用便房、車椅子使用者用駐車施設のある階、地上階に停止		
				②	籠・昇降路の出入口の幅　（開放時有効）80cm以上		
				③	籠の奥行き　115cm以上		
				④	乗降ロビーは高低差なく、幅及び奥行き　150cm以上		
				⑤	籠及び乗降ロビーに、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置		
				⑥	籠内に、停止予定階、籠の現在位置を表示する装置の設置		
				⑦	乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置の設置		
特殊な構造又は使用形態の昇降機	宿泊			①	エレベーターにあっては次に掲げるもの		
				a	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの		
				b	籠の幅　70cm以上　かつ　奥行き　120cm以上		
				c	車椅子使用者が籠内で方向転換の必要ある場合は、籠の幅・奥行きが十分確保されていること		
				②	エスカレーターにあっては、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に規定するもの		

＜緩和措置＞

33　整備基準 ⇒ 緩和なし
　遵守基準 ⇒ 同一階に不特定かつ多数の者が利用する車椅子使用者用便房が設けられた便所（男女別はそれぞれ）が1以上ある場合

34　整備基準 ⇒ 緩和なし、遵守基準 ⇒ 不特定かつ多数の者が利用する浴室等（男女別の場合はそれぞれ）が1以上ある場合

35　和室部分はこの限りでない。

36　遵守基準⇒敷地内の通路が地形の特性により宿泊者特定経路として整備できない場合は、当該ホテル又は旅館の車寄せ及び車椅子使用者用駐車施設から一般客室までの経路を宿泊者特定経路として整備する。

※1　ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設に限る。

※2　ホテル又は旅館のうち、用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡以上の施設に限る。
　なお、一般客室までの経路はもともと移動等円滑化経路等の整備基準かかっているため、宿泊者特定経路よりも厳しい移動等円滑化経路等の整備基準が優先的に適用される。

＜凡　例＞

移円：移動等円滑化経路等

一般：移動等円滑化経路等を含むすべて

宿泊：宿泊者特定経路

第８号様式（第１５条関係）

年　　月　　日

特定公共的施設整備完了届出書

世田谷区長　　あて

下記の特定公共的施設の工事が完了したので、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例第１６条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　所　在　地	
２　名　　称	
３　届　出　者	住　所
	氏　名　　電話番号
４　届出年月日	年　　月　　日
５　届 出 番 号	第　　号
６　完了年月日	年　　月　　日
７　代　理　人	住所及び名称
	氏　名　　電話番号
８　備　　考	

確認事項欄　（記入しないでください）				
確認年月日	年　　月　　日			
回 答 欄 （確認欄）				
建築物・道路・公園・ 公共交通施設・路外駐車場				
決 裁 欄	担　当	係　長	課　長	

注意
１．整備完了写真並びに写真の撮影位置及び方向を示した図面を添付してください。
２．届出書は、正副２部提出してください。

受領日　　年　　月　　日